

(別表1)

令和6年度青森県介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助  
(令和5年度発生分に係るかかり増し経費分)の補助対象となる介護サービス  
事業所等

○青森県内に所在する、次に掲げる介護サービス事業所等を補助対象とする。

1 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短 期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人 ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリ テーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応 型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能 型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、 福祉用具貸与事業所(別表2の(1)アの事業除く。)及び居宅療養管理 指導事業所
3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居 宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限 る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共 同生活介護に限る。)
4 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認 知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機 能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービ スに限る。)

## 5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

(別表 2 - 1)

令和 6 年度青森県介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助  
(令和 5 年度発生分に係るかかり増し経費分) 対象経費 (令和 5 年 4 月 1 日から  
令和 5 年 5 月 7 日までに係る分)

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サ  
ービスを継続して提供するために必要な経費とする。(ただし、介護報酬及び他  
の補助金等で措置されるものを除く。)

(1) 対象となる事業所・施設等

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サー  
ビス事業所・施設等 (休業要請を受けた事業所・施設等を含む。)

①利用者又は職員に感染者が発生した別表 1 の 1 ~ 4 に定める介護施設  
等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サ  
ービス事業所 (職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合  
を含む。)

②濃厚接触者に対応した別表 1 の 1 ~ 3 に定める介護施設等、訪問系サー  
ビス事業所及び短期入所系サービス事業所

③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた別表 1 の 3 及び 4 に  
定める短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所

④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施し  
た別表 1 の 1 に定める介護施設等 (上記①及び②の場合を除く。)

⑤施設内療養を行った別表 1 の 5 に定める高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別  
表 1 の 4 に定める通所系サービス事業所

上記アの①及び③以外の通所系サービス事業所 (小規模多機能型居宅介  
護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)  
を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用  
者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、  
個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業  
所 (通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐため  
代替措置を取った場合 (近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生

している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当するものに限る。）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表 1 の 1～4 に定める事業所・施設等

- ・上記アの①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表 1 に定める介護サービス事業所

## （２）対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応における、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し経費を対象経費とする。

ただし、「令和 5 年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」に基づき申請した額を除く。

ア a. （１）アの①から③に該当する事業所・施設等

### 【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表 3－1 のとおり（介護施設等に限る。））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

### 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や

利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※なお、②及び⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

b. (1) アの④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別表3-1のとおり（介護施設等に限る。））

c. (1) アの⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別表4-1のとおり（高齢者施設等に限る。））

イ (1) イに該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※なお、⑦及び⑧については、代替サービス提供期間の分に限る。

ウ (1) ウに該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保

・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害

賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表 2 - 2)

令和 6 年度青森県介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助  
(令和 5 年度発生分に係るかかり増し経費分) 対象経費 (令和 5 年 5 月 8 日から  
令和 6 年 3 月 31 日までに係る分)

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サ  
ービスを継続して提供するために必要な経費とする。(ただし、介護報酬及び他  
の補助金等で措置されるものを除く。)

(1) 対象となる事業所・施設等

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者  
と同居している場合に限る。以下同じ。)に対応した介護サービス事業所・  
施設等

- ①利用者又は職員に感染者が発生した別表 1 の 1 ~ 4 に定める介護施設  
等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サ  
ービス事業所(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足  
した場合を含む。)
- ②感染者と接触があった者に対応した別表 1 の 1 ~ 3 に定める介護施設  
等、訪問系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所
- ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施し  
た別表 1 の 1 に定める介護施設等(上記①及び②の場合を除く。)
- ④施設内療養を行った別表 1 の 5 に定める高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別  
表 1 の 4 に定める通所系サービス事業所

上記アの①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事  
業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。))を  
除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者  
に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、  
個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業  
所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であ  
って、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣  
事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロ

ナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当するものに限る。）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表 1 の 1～4 に定める事業所・施設等

- ・上記アの①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表 1 に定める介護サービス事業所

## （2）対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応における、令和 5 年 5 月 8 日から令和 6 年 3 月 31 日に係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し経費を対象経費とする。

ただし、「令和 5 年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」に基づき申請した額を除く。

ア a. （1）アの①及び②に該当する事業所・施設等

### 【緊急時の介護人材確保に係る費用】

#### ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日に係る分として支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には 1 日あたり 4 千円を補助上限とし、1 月あたり 2 万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には 1 月あたり 2 万円を補助の上限とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表 3-2 のとおり（介護施設等に限る。））

#### ②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

### 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

#### ③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用



④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※なお、②及び⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

b. (1) アの③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別表3-2のとおり（介護施設等に限る。））

c. (1) アの④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別表4-2のとおり（高齢者施設等に限る。））

イ (1) イに該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、⑦及び⑧については、代替サービス提供期間の分に限る

ウ (1) ウに該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表 3 - 1)

一定の要件に該当する自費検査費用（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までに係る分）

本要綱別表 2 - 1 (2) アの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

## 2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸

器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うものとする。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

### 3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表5-1の補助基準単価の範囲内)

### 4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表 3 - 2)

一定の要件に該当する自費検査費用（令和 5 年 5 月 8 日から令和 6 年 3 月 31 日に係る分）

本要綱別表 2 - 2 (2) アの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

## 2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

・感染者と同居する職員

・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施し

た自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うものとする。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。

### 3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表5-2の補助基準単価の範囲内)

### 4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表4-1)

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年4月1日から令和5年5月7日までに係る分）

本要綱別表2-1(2)アcの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

## 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

②ゾーニング（区域をわけ）の実施

③コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（１）及び（２）については、参考１のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。また、県は必要に応じて保健所等にも確認し、（１）及び（２）の確認を行う。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥小規模施設等（定員29名以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※「施設内療養者」とは、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。

症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

### 3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり一日1万円を補助する（一人当たり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。

追加補助については、小規模施設等は1施設当たり200万円、大規模施設等は1施設当たり500万円を限度額とする。

なお、補助額は追加補助分を含め、令和5年度に適用する補助基準単価の範囲外とする。

### 4 その他

本助成は、本実施要綱別表2（2）の対象経費の「アa.（1）アの①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。



(別表4-2)

感染対策を行った上での施設内療養に要する費用(令和5年5月8日から令和6年3月31日までに係る分)

本要綱別表2-2(2)アcの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

## 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ②ゾーニング(区域をわける)の実施
- ③コホーティング(隔離)の実施
- ④担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設等であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1)施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2)施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考2のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。また、県は必要に応じて保健所

等にも確認し、（１）及び（２）の確認を行う。

（３）利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合を含む）

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む）
- ・入院の可否や入院調整

（４）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること

（５）希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること

※なお、（３）から（５）については、県は令和５年４月７日から２６日にかけて行った「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査の結果により、確認を行う。また、新規設置等により当該調査対象外であった高齢者施設等にあつては、当該調査と同一内容である参考３のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	<u>令和５年５月８日から ９月30日まで</u>	<u>令和５年10月１日から 令和６年３月３日まで</u>
<u>小規模施設等 (定員29人以下)</u>	<u>同一日に２人以上</u>	<u>同一日に４人以上</u>
<u>大規模施設等 (定員30人以上)</u>	<u>同一日に５人以上</u>	<u>同一日に10人以上</u>

※「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後５日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過した者であつて、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快から72時間経過していない者であつて、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものと

する。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

※無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

### 3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり以下の金額を補助する。

	<u>令和5年5月8日 から9月30日まで</u>	<u>令和5年10月1日から 令和6年3月31日</u>
<u>2の①から⑥を満たす 場合の補助</u>	<u>1日1万円 (最大15万円)</u>	<u>1日5千円 (最大7万5千円)</u>
<u>上記に加えて2の⑦の 要件を満たす場合の補 助</u>	<u>1日1万円 (最大15万円)</u>	<u>1日5千円 (最大7万5千円)</u>

なお、補助額は追加補助分を含め別表5-2の補助基準単価の範囲外とする。

### 4 その他

本助成は、本実施要綱別表2-2(2)の対象経費の「アa.(1)アの①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。